

遺骨返還不作為違憲確認憲法訴願決定

(憲法裁判所 2002年4月16日判決)

[→韓國戰後補償裁判總覽](#)

[→HOME](#)

憲法裁判所

第2指定裁判部

決定

事件 2002年헌마225 遺骨返還等不作為違憲確認

請求人 宋○テ 外5名

代理人 法務法人三一綜合法律事務所

担当弁護士 金煥坤、李春熙、崔鳳泰、吳忠賢、宋海翼

主文

本件審判請求を却下する。

理由

1 事件の概要

請求人らは、太平洋戦争犠牲者の遺族であり、請求人らの亡父である亡人らは太平洋戦争でいずれも軍属として徴用されて強制的に服務して死亡した。請求人らは亡父らの生死を知らずにいたが、日本に照会した結果「上記亡人らが太平洋戦争で死亡し、その遺骨はすでに1948年、朝鮮過渡政府外務部釜山連絡所または釜山にあった臨時政府日本課に送還された」との事実を1999年10月頃から2001年8月頃の間を知るようになった。これに対し請求人らは2000年11月、ソウル地方法院に大韓民国に対する遺骨返還訴訟を提起する一方、政府がその遺骨の所在さえ把握できないなど、何ら真相究明の努力をしなかったため、「日本から請求人らの亡父らの遺骨が送還されたにもかかわらずこれを遺族の請求人らに返還してその死亡事実を通知しなかった不作為と請求人らが政府を相手に遺骨の返還を請求したにもかかわらず何ら措置を取らなかった不作為は、請求人らの憲法上保障された幸福追求権などを侵害する」と主張して2002年4月1年本件憲法訴願審判を請求した。

2 判断

憲法訴願はその本質上、憲法上保障された基本権侵害に対する予備的で補充的な最後の救済手段であるから、公権力の行使又は不行使による基本権の侵害がある場合にはまず他の法律が定めた手続きにより侵害された基本権の救済を受けるためのあらゆる手段を尽くしたにもかかわらず救済を受けることができなかった場合に初めて憲法訴願審判を請求できるものである。つまり、他の法律に救済手続がある場合には、その手順をすべて経た後に憲法訴願審判を請求しなければならない（憲法裁判所法第68条第1項但書）。

ところで、本件の場合には、請求人らは大韓民国に対して民事訴訟を提起す

ることによって遺骨の返還を請求することが可能であるし、また記録によっても、請求人らがソウル地方法院に遺骨の引渡を求める民事訴訟（2000가합 88633）を提起し、上記訴訟が未だ裁判所に係属中である事実が認められる。

3 結論

そうであれば、本件憲法訴願審判は憲法裁判所法第68条第1項但書に定めた他の法律による救済の手続きを経ずに請求されたものとして不適法であるから、憲法裁判所法第72条第3項第1号により裁判官全員の一致した意見で却下することにして主文のとおり決定する。

2002年4月16日

裁判長裁判官 キム・ヒョジョン
裁判官 ハ・ギョンチョル
裁判官 チュ・ソニ